

# わが国における就学前教育と小学校教育との アーティキュレーションの必要性に関する再考

梨子 千代美

(文教大学附属教育研究所客員研究員 / 旭川大学女子短期大学部)

## Reconsideration for the Need of the Articulation of Pre School Education and Elementary Education in Japan

NASHI CHIYOMI

( Guest Researcher of Institute of Education, Bunkyo University ;  
Asahikawa University Women's Junior College )

### 要旨

本論は、教育におけるアーティキュレーションの基本的概念、要請の背景、特質、問題領域について概観した後、現在のわが国における幼保小の連携の動向、先行研究を取り上げることによって、就学前教育と小学校教育とのアーティキュレーションの必要性について再考したものである。

筆者は、就学前教育と小学校教育とのアーティキュレーションが必要とされるいくつかの要因に加え、就学前教育の場における発達観の変化をあげている。

### はじめに

今日の生涯学習体系への移行においては、生涯にわたるあらゆる学習機会や場を設定し、それらを全体として統一しようとする体系化づくりが行われてきた。そこでは、人生の各ライフ・サイクルの区分とともに、一人の人格がライフ・サイクルの道程を円滑に経過していくために、それぞれのライフ・サイクルをどのように結びつけていくのかといった、いわゆるアーティキュレーション（接続問題）のこと。以下、アーティキュレーションが重要課題とされてきた。<sup>1</sup>

1999（平成11）年には、中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」が出され、さらに、同年より文部科学省が『幼稚園と小学校の連携を視野に入

れた教育課程の研究』をテーマに掲げて、研究開発学校の実践が展開されてきている。（詳細については、後に示す。）

すなわち、このアーティキュレーションは、今日の教育改革の重要な視点として取り上げられており、就学前教育と小学校教育とのアーティキュレーションについても着手されてきているのである。

そこで本論においては、まず、教育におけるアーティキュレーションの基本的概念、要請の背景、特質、問題領域について概観する。その後、幼稚園と保育所と小学校教育（以下、幼保小）の改革の動向とそれに関連した先行研究を取り上げることによって、就学前教育と小学校教育とのアーティキュレーションが、いかなる理由から必要とされるのかについて

再考することとする。

## 1. 教育におけるアーティキュレーション

清水一彦(以下、清水)によれば、アーティキュレーションとは、「段階性概念が確立された単線型学校制度が樹立されてはじめて、その制度的課題として認識される」<sup>2</sup>ものであると示されている。

そこで、その概念、要請の背景、特質、そして問題とされる領域はいかなるものであるのか。以下、清水の見解を中心に概観していきたい。

### 1.1 アーティキュレーション基本的概念

アーティキュレーションという語は、本来「骨と骨を結ぶ」という解剖学上の“関節”と「節をつける」という音声学上の“分節化”の2通りの字義がある。この語源的意味からして、それはあるものとあるものをつなぐと同時に両者を区別するという側面、すなわち、つなぐという連続面と、区別するという不連続面を同時に有するもの<sup>3</sup>である。したがって、既存の学校や既成の教育段階を単に結びつけるだけにとどまらず、各学校段階を適切に区分することが必要となる。<sup>4</sup>

清水は、教育におけるアーティキュレーションについて、メナッカーの「もともとハイスクールとカレッジとの関連づけということから派生した考え方」<sup>5</sup>であるのだとする考えを紹介しつつ、アーティキュレーションの歴史的背景について概ね、次のように言及している。

「アメリカのハイスクールが発達しつつあった19世紀後半以降、教育用語として頻繁に使用されるようになったことは確かである。事実、その頃から今世紀初頭にかけて、アメリカの学校制度は形式的、法制的な体系化や整備が進められ、アメリカ独自の中等学校としてのハイスクールが初等学校に接続する第2段

階の学校に位置づけられるようになり、それと高等教育との接続の問題が表面化してきた。こうした中等・高等教育間の問題からさらに初等・中等教育間のアーティキュレーションの問題が副次的に取り上げられ、派生するようになった。別言すれば、学校制度の上から下へという史的経緯を辿ることになったのである」<sup>6</sup>と。

アーティキュレーションは、以上のような歴史的背景をもつものであるが、一般には、「異なる学校間の垂直的な接続関係で、学習者のスムーズな学校間移行を妨げたり、その学習を阻害したりするような諸要因を解消・除去する教育制度上の措置」<sup>7</sup>と定義することができる。この概念の浸透については、教育者や行政関係者の間では、まだまだ希薄であり、専門家の間においてさえ概念の受け止め方に多少の相違が見られる。しかし、そうした中でも、最も適切な定義を下しているものとして、清水は、1929年のNEA第7年報における「アーティキュレーション委員会」の見解に注目している。この見解においては、アーティキュレーションは、本来、「絶え間ない前進的発展をもたらす部分と部分との適切な関係を意味し、教育においてはすべての生徒が学校生活におけるあらゆる地点で、最大限の進歩をもたらすような学校単位間及び学校内部の調整と関連性を意味する」<sup>8</sup>ことを示している。

さらに、その見解を受けて、清水は、教育のアーティキュレーションにおいては、「フォーマルな学校制度の各単位を通しての人間の成長・発達の側面」と、「学校で教授される様々な訓育や技能を通しての学習上の進歩という側面」、すなわち、「個」と「学習者」の両側面の発達が同時に考えられなければならないと指摘している。<sup>9</sup>

以上のように、理念としてのアーティキュレーションを捉えると、次に問題となる事柄としては、学校制度における現実的、実際の

な教育上の作業や運営を挙げることができるが、これについて、清水は、次のような二つのレベルがあることを示している。<sup>10</sup>

一つは、「学習者のスムーズな移行を妨げ、その発達を阻害するような制度的諸要因を解消し、除去する教育的措置」であり、アーティキュレーションが要請される経済的観点を強調するものである。これは従来のアーティキュレーションの課題意識の主流を占めるものである。そして、もう一つは、「より積極的な作業として、学習者の円滑な移行を一層促進させ、その十全な発達をもたらすような創造的教育努力」である。そして、先に示した理念としてのアーティキュレーションが実現されるためには、解消・除去作業と積極的な創造作業の両者が効果的に行われる必要があることを清水は、強調している。

## 2. アーティキュレーション要請の背景

では、教育あるいは学校制度においてアーティキュレーションは、どのような背景を持ち登場してきたのであろうか。

その要請の背景について、清水は、大きく次のような四点をあげている。<sup>11</sup>

まず、一点目は、組織本来のもつ効率性からの要請、二点目は、教育過程の経済、三点目に、民主的社会の基本理念からくる要請、そして、四点目は、学習者の発達過程の連続性である。この四点目については、アーティキュレーションが要請される最も根本的なところであるとされているが、その理由はいかなるものであろうか。このことについては、清水の次のような言及から明確になる。

「異なる学校段階間を通過していく生徒は、同じ1つの生命体である。昨日の太郎は今日の太郎とは全く同じではないが、太郎は太郎として同一であり、今日も明日もそして明日も連続する。もちろん、その発達はいつも速度が一定というわけではなく、また種々の発達面において必ずしも並行的ではない。しか

し、決して突発的、断続的であることはなく、常に累積的、連続的なのである。それゆえ、生徒の移行の際には、この同じ1つの生命の連続的発達が目指されなければならない。教育の本質をこうした生徒の連続的な成長発達を保障するところに求める時、アーティキュレーションの本質的要請もまた、学習者の発達過程の連続性に位置づけられるのだ」<sup>12</sup>。

すなわち、「子どもの連続的な成長発達を保障」するということを挙げているのである。

## 3. アーティキュレーションの特質

次に、アーティキュレーションの特質とはいかなるものであろうか。

アーティキュレーションとは、学校制度の発達過程の中で生まれた歴史的概念であることから、学校制度の成立や発展と深い関わりをもつものである。また、それと同時に、アーティキュレーションの具体的な作業の方向を規定する重要な点でもある。以下、特質<sup>13</sup>を四つ示すこととする。

まず、第一の特質は、「学校単位の自立性・独立性」である。

人間の発達を考えてみると、その発達は連続的過程である。しかしその一方、それぞれの発達段階における教育や学習要求は異なるものである。こうしたことを考えると、すべての発達段階に共通する学校単位をつくることは困難であり、各学校単位の自立性・独立性が必要なのである。

さらに、第二の特質としては、近代学校体系成立の歴史的背景と関連するものであるが、「第2次的作業」を挙げることができる。

近代的学校体系は、それまでの主にヨーロッパでみられたような、「上からの学校系統」と「下からの学校系統」の共存という複線型学校体系や「袋小路」的な分岐型学校体系が、内部に抱えていた不整合と異質性を解消し、すべての国民に教育機会を等しく解放し、教育を受ける者がその教育の期間に、それぞれ

の段階を通りぬける仕組みを築くことを目的としたものである。しかし、アーティキュレーションは、この様な過程で考えられたものではない。教育機会の均等が進んだ社会で、単線型学校体系が成立した後の過程において考えられるようになったものなのである。

そして、第三の特質として挙げられるのは、「『問題提起』的性格」である。アーティキュレーションは一つの問題が解決されると、さらに次元の高い新たな問題が生じるということである。

最後に、第四の特質として「接続関係の教育段階的異質性」を挙げることができる。これは、各学校段階間の接続関係の現実の様態は異なるということである。各学校段階内の学校相互の接続関係というものは、それぞれ特有の性格をもち、各学校の目的や機能やその成立の歴史的な背景や起源と大きく関わっているものである。このことに関して、清水は、佐々木享の指摘を示しながら、次のように説明している。

「初等・中等教育に関してしてみると、小学校と中学校と高校との関係は、小 中 高と下から積み上げていく図式で示すことができる。しかし、これに対して、高校と大学との関係は、高 大とはならないのである。したがって、学校制度全体を通じて一様ではなく、学校段階間において特有の性格をもつといえる」<sup>14</sup>と。

この特質は、教育の長い伝統の中で培われたものなのである。

#### 4. アーティキュレーションの問題領域

先に、アーティキュレーションは、第二次の作業であることを示したが、一体、具体的にはどのような問題が考えられるのか。

清水は、アーティキュレーションというものは、先に示したように、部分制度上、内容上の改修再編であるという認識に立ち、アーティキュレーションを学校制度を成り立たせ

る諸要素に着目しながら、大きく次のような三つの側面に分類している。<sup>15</sup> それは、構造的側面、内容的側面、運営的側面である。

構造的側面とは、異なる学校段階間の部分制度的なものであり、中等教育段階内における普通教育学校と職業教育学校との並置の問題、コース分化の問題などである。しかし、これらの問題以上に、この中心的な問題となるのは、段階的区分、つまり、区切りの問題である。

内容的側面とは、ある一定の教育体制の枠組みが確立した後の上級・下級学校間の教育の内部的編成に関わる部分である。カリキュラム、教育方法、教授組織、生徒の課外活動などを挙げることができるが、ここでの中心的な問題は、カリキュラムである。具体的には、教科の配列、各教科の始期、選択、連関のほか、カリキュラム分化、高度化などが問題となる。

運営的側面とは、学習者が下級学校から上級学校への移行をより効果的にするための手段・方策の側面である。先に示した、構造的側面や内容的側面を補助、補完する性格をもち、それと同時に、よりアーティキュレーションの創造的作業に位置づくものである。清水は、この運営的側面における具体的手段や方策は、大きく三つの問題に区分されると指摘している。すなわち、一つは、学習者に関する情報交換及びその利用、二つには、教員間の協働的作業やコミュニケーションの機会、最後は、進路指導を中心としたガイダンスである。

#### 2. 就学前教育と小学校教育とのアーティキュレーションの必要性について

以上、アーティキュレーションについて概観してきた。ここからは、幼保小の改革動向とそれに関連した先行研究を取り上げながら、なぜ、就学前教育と小学校教育とのアーティキュレーションが必要なのかについて考えて

いきたい。

### ① 幼保を取り巻く現状と幼保小連携の動向

我が国では、家庭外における保育は、主に幼稚園や保育所が担っているといつてよい。しかし、幼稚園は、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」教育機関である。一方、保育所は「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育する」児童福祉施設であり、両施設は、管轄庁も、設立の目的も、規定される法律も異なっている。したがって、幼稚園と保育所の間においては、機能の違いが強調され、これまでずっと並存してきた。

しかしながら、両施設の関係は、あることを契機として急速に変化することとなる。それは、1990（平成2）年の合計特殊出生率が1.57になった、いわゆる1.57ショックである。その後、1994（平成6）年に母親の子育てと仕事の両立支援が政策にもりこまれたエンゼルプランが登場するのである。このエンゼルプランは、子育て支援のための施策の基本的方向を提案したものであった。このプランの登場は、幼稚園と保育所の関係に大きな影響を及ぼすこととなる。1996（平成8）年以降の幼稚園と保育所の関係については、金子恵美が「少子高齢化社会における新たな子育て支援システムの構築と連動して捉えることができる」<sup>16</sup>と指摘しているように、子育て支援という目的において、幼稚園と保育所の機能は接近することとなる。さらに、2000（平成12）年には、中央教育審議会答申（以下、中教審答申）「少子化と教育について」が出され、幼保小の関係は、子育て支援を念頭に入れた連携へと変化している<sup>17</sup>。

この点については、西山薫も、論文「『幼保小の連携』の方向性と今日的課題 - 連携の諸相と問題点を中心に - 」の中で触れているところである。西山は、「幼保小の連携」の

必要性について、第一に、「就学前教育と小学校教育との『段差』の拡大」<sup>18</sup>を、第二に、「発達と学びの連続性を保障する視点」<sup>19</sup>を、そして、第三に、「幼保小の連携と家庭・地域社会との関連」を挙げている。この第三番目にあげた「幼保小の連携と家庭・地域社会との関連」については、先に示した「幼保小の関係は、子育て支援を念頭に入れた連携へと変化している」と同じ見解であると考えられる。

この点について西山は、概ね次のように言及している。

「幼保小の『段差』の問題を幼保小の内部にとどめることなく、家庭・地域社会の変容と教育力の低下をも視野に収める必要がある。とりわけ幼児期から学童期の育ちは、家庭、地域社会、学校、園の連続した生活によって支えられているため、家庭、地域社会に対する子育て支援を射程に入れた幼保小の連携を検討する必要がある」と。<sup>20</sup>

一方、幼保小の連携の動向については、次の通りである。

幼稚園は、1872（明治5）年の「学制」によって、小学校の一種として学校体系の中に位置づくものの、その後、1879（明治12）年の「学制」廃止により、新たに「教育令」が制定されるのであるが、学校の枠外に置かれることとなる。そして、幼稚園の学校教育との関係については、姿を消してしまい、家庭教育の補助機関であることが強調された。このような小学校以降の学校教育重視の傾向、方策によって、その後、幼小の連携については法制上取り上げられることはなかった。

これに対して、幼稚園は、戦後、「教育基本法」や「学校教育法」の制定によって、学校制度の最初の段階として位置づき、正規の学校となった。しかし、これには、幼児教育を小学校教育の準備教育であるとする意図が含まれており、義務教育中心の方策に変化はなかった。しかし、1963（昭和38）年の文部

省と厚生省の共同通達「幼稚園と保育所との関係について」が出され、4～5歳児における幼稚園教育の普及・充実が謳われた。それと同時に、保育所に収容する幼稚園該当年齢の幼児を対象として、保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準じることが望ましいことが明示された。それまで「教育的意図の積極的な達成への配慮よりも、健康管理などの養護面への配慮に重点がおかれ」<sup>21</sup>てきた保育所は教育性の確立を迫られた。この通達が突破口となり、行政上の分離・対立の状況にあった幼稚園と保育所が教育的機能面で歩み寄ることによって、小学校教育との一貫性が強調されるようになったのである。

その後、1971（昭和46）年に出された中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について」で、「幼児学校」構想が示される。この構想の是非については、様々な見解があったが、「子どもの発達段階を考慮した幼・小連関の可能性を明示した点は大いに注目されなければならない」<sup>22</sup>と清水は評価している。

そして、1987（昭和62）年の教育課程審議会答申では、小学校低学年における体験的・総合的学習を図る「生活科」の新設を提言している。さらに、1998（平成10）年に同答申において、幼稚園教育は小学校以降の生活や学習基盤を養い、小学校も幼稚園との接続を図る観点から、生活科を中心とする合科的な指導の導入を提言している。

また、同年の中教審答申「新しい時代を拓く心を育てるために」では、幼保小の情報提供の充実、教員相互の交流、合同研究の充実を提言している。

さらに、1999（平成11）年からは、文部科学省が『幼稚園と小学校の連携を視野に入れた教育課程の研究』をテーマに掲げて、研究開発学校の実践が展開されてきている。研究開発学校とは、現行の学習指導要領や幼稚園

教育要領に縛られることなく、将来の学校のあり方を様々な角度から研究開発する目的を持つものであり、東京都中央区の有馬幼稚園と小学校が最初の指定校とされた。

以上、幼保を取り巻く現状と幼保小の連携の動向を見てきた。そして、幼保小の連携が必要な理由について、簡単にまとめてみると次の通りである。一つは、学習スタイルの相違による「段差」の拡大、二つには、発達と学びの連続性の保障、そして、三つには、家庭、地域社会、学校（園）という子どもの育ちの場の連続性の保障とそれに対する支援（子育て支援）である。筆者は、子どもの発達の連続性保障という核となる部分については、これまで取り上げてきた先行研究と共通する見解をもっているのであるが、ここから先、少し異なる視点から、幼保小のアーティキュレーションの必要性について論じてみたい。

## 2. 発達の連続性の保障 - 自己課題への対応

就学前教育（保育）においては、アーティキュレーションの理念と深く関わる、ある大きな変化がみられた。それはどのような変化であったのであろうか。

就学前教育（保育）における発達のとらえ方については、これまで心理学における発達研究の成果に大きく影響を受けてきた。そして、近年、その成果は、従来の発達のとらえ方に大きな転換をせまるものとなった。さらに、この発達観の転換は、就学前教育（保育）における子どもの発達理解と援助方法の転換をも意味していた。

そこで、どのように発達観が変化したというのか、見てみよう。

従来、心理学においては、「発達」ということについて、一人ひとりの人間が身近な環境とのやり取りの中で、未分化・未発達の状態から、様々な能力を獲得して、より有能になっていく過程であると捉えてきており、この捉え方が主流とされてきた。このような考

え方に立つと、発達が「遅れている」あるいは、「進んでいる」という評価を「できる」とか「できない」といった表面的な行動の特性から判断してしまうこととなる。しかし、こうした表面的なことだけで、発達を見ることは妥当であるのかという疑問が生じたのである。

そこで、新しい発達観が登場することとなるのであるが、「幼稚園教育要領」(以下、教育要領)及び「保育所保育指針」(以下、保育指針)の中では、子どもの発達をどのように見ているのかについて、まず、見てみたい。

両者は、新しい発達観を取り入れ、構成されている。まず、ここでは、従来の心理学で捉えていたような、子どもを未熟な存在としてみるのではなく、主体性を持つ有能な存在として捉えている。そして、子ども自身が自分から周りの環境に働きかけ、やり取りを通して、様々なものを身につけながら、自分の世界を広げていくことを「発達」と捉えている。さらに、「発達の課題」という用語が用いられているが、この用語の捉え方に大変に重要な意味が含まれている。このことについては、以下で説明しよう。

人間の発達には、一生涯を通して、それぞれの時期、年齢で身につけなければならない課題、すなわち、発達課題があると考えられてきた。しかし、このことを、あらゆる子どもの発達の「基準」や「標準」であるのだと捉えてしまい、「できる」とか「できない」といった表面的な行動の特性で評価してしまう危険性がある。したがって、教育要領や保育指針では、発達課題という用語ではなく、あえて、「発達の課題」という用語を使うことによって区別しているのだ。この用語は、子ども一人ひとりが、その時々々に直面したり、乗り越えようとしている、その子ども自身の課題を意味するものであり、子どもの内面の育ちにまで踏み込んで子どもの発達を捉えている。このような捉え方をするとき、子ども一

人ひとりの育ちというものは、それぞれ異なった筋道をたどるものであることが前提とされるため、今現在、目の前に存在する子どもの姿は発達へのプロセスであるという捉え方ができるようになる。また、「できる」とか「できない」という表面的な行動特性の評価ではないため、その子どもの、その時の姿や行為が、その子どもにとって、いかなる意味を持つものであるのかについて考える機会を与えてくれるのである。

就学前教育(保育)における、そのような発達の見方は、子どもの内面の「発達」にまで踏み込んで関わることの必要性を示すものである。それと同時に、小学校教育の場に持ち込むこととなる、就学前期から抱えてきた、それぞれの子どもの自己課題に対して、どのように理解していくのか、乗り越える機会をどのように提供し、援助していくのかといった課題をも含んでいるのである。結局は、どのように、それぞれの子どもの発達の連続性を保障するのかということになるが、小学校教育への移行期における「自己課題への対応」という点に、就学前教育と小学校教育とのアーティキュレーションの必要性があると筆者は考えている。

### 3. まとめと今後の課題

以上、教育におけるアーティキュレーションの基本的概念、要請の背景、特質、問題領域について概観し、主な就学前教育の場を担っている幼稚園と保育所の現状と小学校教育との連携の動向を見てきた。さらに、これまで、就学前教育と小学校教育とのアーティキュレーションが必要とされてきたいくつかの理由を示しつつ、別の視点から、アーティキュレーションを必要とする要因の一つとして、筆者は、就学前教育の場における発達観の変化について示した。

発達観の変化は、就学前教育での個々の発達に応じた教育の重要性を示すとともに、幼

保小の保育者及び教育者が、子どもの内面をも含んだ自己課題に対して、どのように乗り越える機会を提供し、援助するのか、そして、小学校教育への移行の際に、子どもの発達の連続性をどのように保障するのか、といった課題を投げかけている。

わが国の幼児教育についてしてみると、小学校就学前の子どもの90%以上が、保育施設（幼稚園または保育所）において教育を受けているのが現状である。しかし、小学校と中学校あるいは、中学校と高校のアーティキュレーションの場合に比べて、就学前教育と小学校教育とのアーティキュレーションの問題は、まだまだ、着手されたばかりであり、課題も多い。実践事例は増加しつつあるものの、制度的対応は遅れているといえる。さらに、こうした改革を推し進めるための理論研究についても立ち遅れていることは否めない。

今後、学習者としての子どもの発達に視点を置き、個々の子どもの自己課題に対応できるような、教育の内容や方法の編成が必要であると考えられる。

-----  
註

- 1 清水一彦「アーティキュレーション」日本生涯教育学会編『生涯学習事典増補版』東京書籍,1994,p.146
- 2 清水一彦『日米外学単位制度の比較的研究』風間書房,1998,p.7
- 3 清水一彦「アーティキュレーション」『新版 現代学校教育大事典』ぎょうせい, 2002,pp.31-32
- 4 清水一彦,前掲,1998,p.7
- 5 Menacker, Julius From School to College; Articulation and Transfer, American Council on Education,1975,p.1
- 6 清水一彦,前掲, 1998,pp.7-8
- 7 清水一彦,前掲, 1998,p.8
- 8 清水一彦,前掲, 1998,p.9

Articulation of the Units of American Education, Seventh Yearbook, 1929,p.4

- 9 清水一彦,前掲, 1998,p.9
- 10 清水一彦,前掲, 1998,pp.9-10
- 11 清水一彦,前掲, 1998,pp.10-11
- 12 清水一彦,前掲, 1998,p.11
- 13 清水一彦,前掲, 1998,pp.12-15
- 14 佐々木享「大学入試試験制度に関する一考察 - 高・大学の接続関係を中心に - 」『入試試験制度の教育学的研究 第4集』,教育学会入学試験制度研究委員会,1978,pp.91-94  
清水一彦,前掲, 1998,p.15
- 15 清水一彦,前掲, 1998,pp.16-19  
清水一彦「教育におけるアーティキュレーションの概念と問題性」『清泉女学院短期大学研究紀要 第5号』1987,p.29
- 16 金子恵美「保育所と幼稚園の合同保育が子どもの福祉に及ぼす影響」『日本社会事業大学研究紀要 第46集』,1999,p.152  
金子は、保育所と幼稚園との関係に関する歴史的経過を整理する際に、教育の機会均等に焦点を当てて論議がなされた1987年までと、主として子育て支援システムの構築に焦点をあてた1996年以降の二つの時期に区分している。
- 17 2000年の中教審答申「少子化と教育について」で、「幼稚園における家庭・地域と連携した子育て支援の充実、幼稚園と小学校との連携、幼稚園と保育所との連携などを体系的に盛り込んだ『幼児教育振興プログラム』の策定を提言しており、幼稚園、保育所、小学校の関係は、子育て支援を考慮した連携へと変化している。
- 18 西山薫は論文中において、幼保小連携が着目されるようになった一つの契機は、「学級崩壊」の問題であり、この主な原因としては、子どもを取り巻く環境の変化や孤立化した子育て、しつけ不足などが指摘されるが、それ以上に就学前教育との



「段差」の拡大をあげることができると指摘している。また、現在の就学前教育においては、遊び中心の園生活、個別対応、総合的な活動といった形態をとっており、それに対して、小学校以降の教育については、座学中心の学校生活、一斉授業、分化した教科学習といった形態をとっている。そのため、こうした幼保小の「段差」を解消し、小学校生活へ緩やかな適応を測る工夫が求められている。

- 19 西山薫「幼保小の連携」の方向性と今日的課題 - 連携の諸相と問題点を中心に - 、『清泉女学院短期大学研究紀要第21号』2002,p.106
- 註の18で示したような、子どもを取り巻く環境の変化や孤立化した子育て、しつけ不足などの回避だけを理由に、既存の学校生活への適応を図るという視点は、「段差」の問題の本質を看過するおそれがあると指摘している。この本質については、西山薫は、木村吉彦が、教育課程上の連携の必要性を子どもの発達の特性や学び方の発展から強調していることを取り上げ、「子どもの発達の連続性とそれに応じた学習様式」であると言及している。そして、幼稚園、保育所での遊びや生活経験がその後の教科学習にどのように活かされているのか、また、遊び歴や生活歴を踏まえた教科学習をどのように設定するのか、幼保の保育活動と教科指導との接点を明らかにすることで、子どもの発達の連続性を保障することの重要性を指摘している。(木村吉彦「これからの幼小・小中連携について考える」高田教育研究会『教育創造』137号,2001)

20 西山薫,前掲,2002,p.107

21 岡田正章編「日本」『世界の幼児教育』日本らいぶらり,1983,p.278

22 清水一彦「わが国における幼児教育と小学校教育との連関に関する一考察 - その法的変遷を中心に - 、『清泉女学院短期大学研究紀要 第2号』1984,p.8

#### その他の参考文献

- ・池田祥子,友松諦道編『戦後保育50年史 - 証言と未来予測 - 第四巻 保育制度改革構想』栄光教育文化研究所,1997
- ・鯨岡峻「個体能力論的発達観と関係論的発達観 関係性という視点から保育をとらえる」『発達 通巻第86号』2001,pp.17-24
- ・清水一彦「第9章 学校制度におけるアーティキュレーションのあり方 - 子どもの発達権・学習権保障の観点から」『教育権と教育制度』第一法規出版,1988,pp.269-300
- ・清水一彦「学校教育制度におけるアーティキュレーションの問題 - 課題意識の変容と教育課題 - 、『教育制度学研究 第8号』日本教育制度学会,2001,pp.8-23
- ・デューイ著,宮原誠一訳「第三章 教育における浪費」『学校と社会』岩波文庫,pp.71-98
- ・真野宮雄編『生涯学習体系論』東京書籍,1991
- ・森上史郎「最近における発達観の変化と保育 幼稚園教育要領・保育所保育指針との関連を中心に」『発達 通巻第86号』2001,pp.2-8
- ・吉村真理子「『発達段階』から『発達の過程』へ」『発達 通巻第86号』2001,pp.9-16

